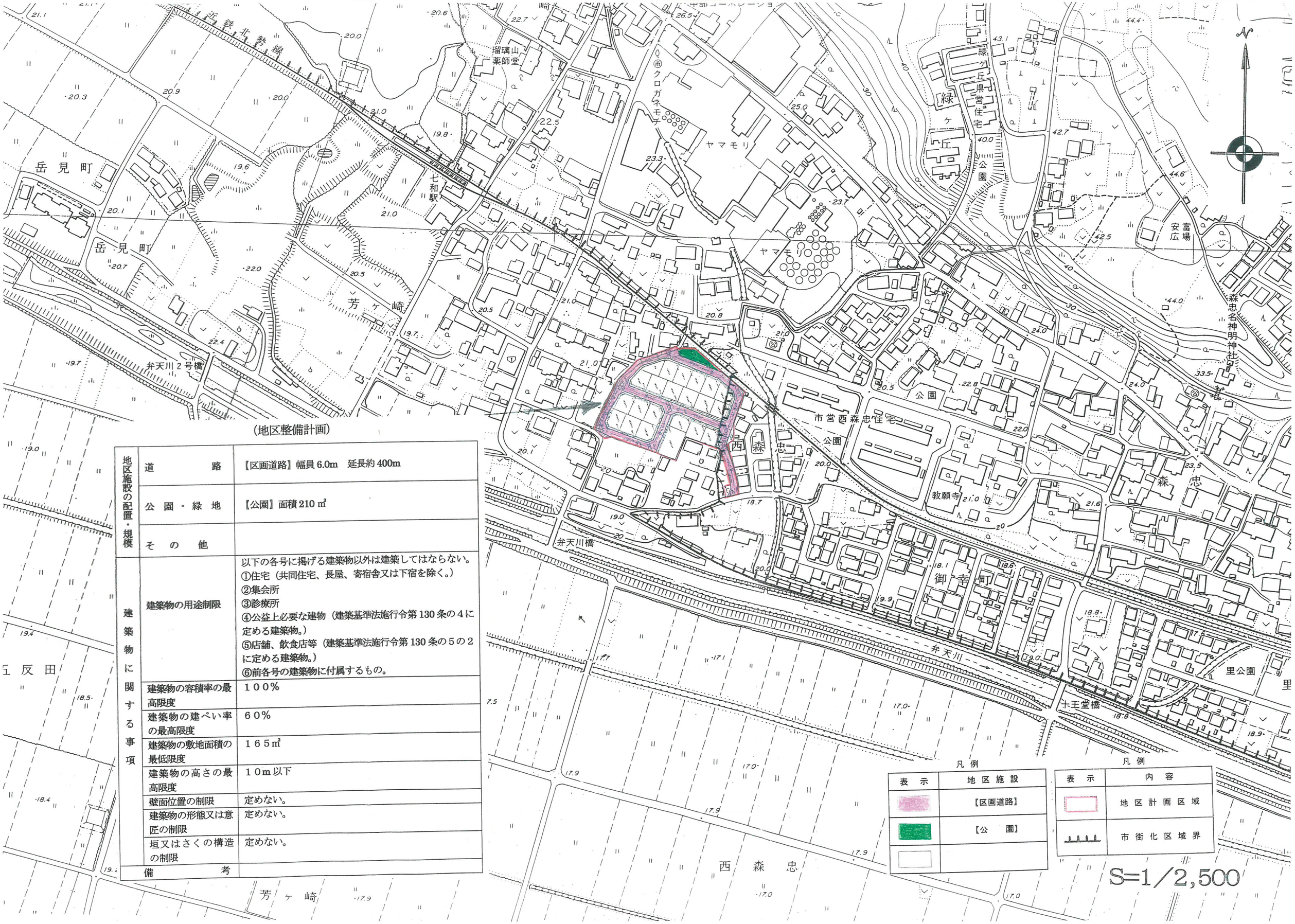

(地区整備計画)

地区施設の配置・規模		
	道路	【区画道路】幅員 6.0m　延長約 400m
	公園・緑地	【公園】面積 210 ㎡
	その他	
建築物に関する事項	建築物の用途制限	以下の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ①住宅（共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿を除く。） ②集会所 ③診療所 ④公益上必要な建物（建築基準法施行令第 130 条の４に定める建築物。） ⑤店舗、飲食店等（建築基準法施行令第 130 条の５の２に定める建築物。） ⑥前各号の建築物に付属するもの。
	建築物の容積率の最高限度	１００％
	建築物の建ぺい率の最高限度	６０％
	建築物の敷地面積の最低限度	１６５㎡
	建築物の高さの最高限度	１０m 以下
	壁面位置の制限	定めない。
	建築物の形態又は意匠の制限	定めない。
	垣又はさくの構造の制限	定めない。
備考		